

長屋に係る消防用設備等の取扱い

長屋の一部が、令別表第1各項に掲げる防火対象物の用途に供され、法第17条の対象となる場合、次のいずれにも該当する場合においては、住宅の用途にのみ供されている住戸（以下「専用住戸」という。）について、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- 1 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は次のいずれかに該当する壁若しくは床で区画されていること。
 - (1) 既存壁に片面12mm以上のせつこうボードを2枚以上張ったもの
 - (2) 既存壁（防火構造に限る。）に12mm以上のせつこうボードを張ったもの
- 2 上記の区画は天井裏にまで達していること。

